

補助対象期間について

補助の期間については、**原則1年**です。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合で、特に必要と認められる事業については、**3カ年を限度に継続を認めることがあります。**

※事業決定は単年度ごとに行うものであり、毎年度応募及び審査を受ける必要があります。

次年度以降の補助を約束するものではありません。

- ①単年度では完了しない継続事業など、将来にわたり明確な事業計画のある、発展的な事業であること
- ②前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組が明確に認められる事業であること
- ③前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業であること

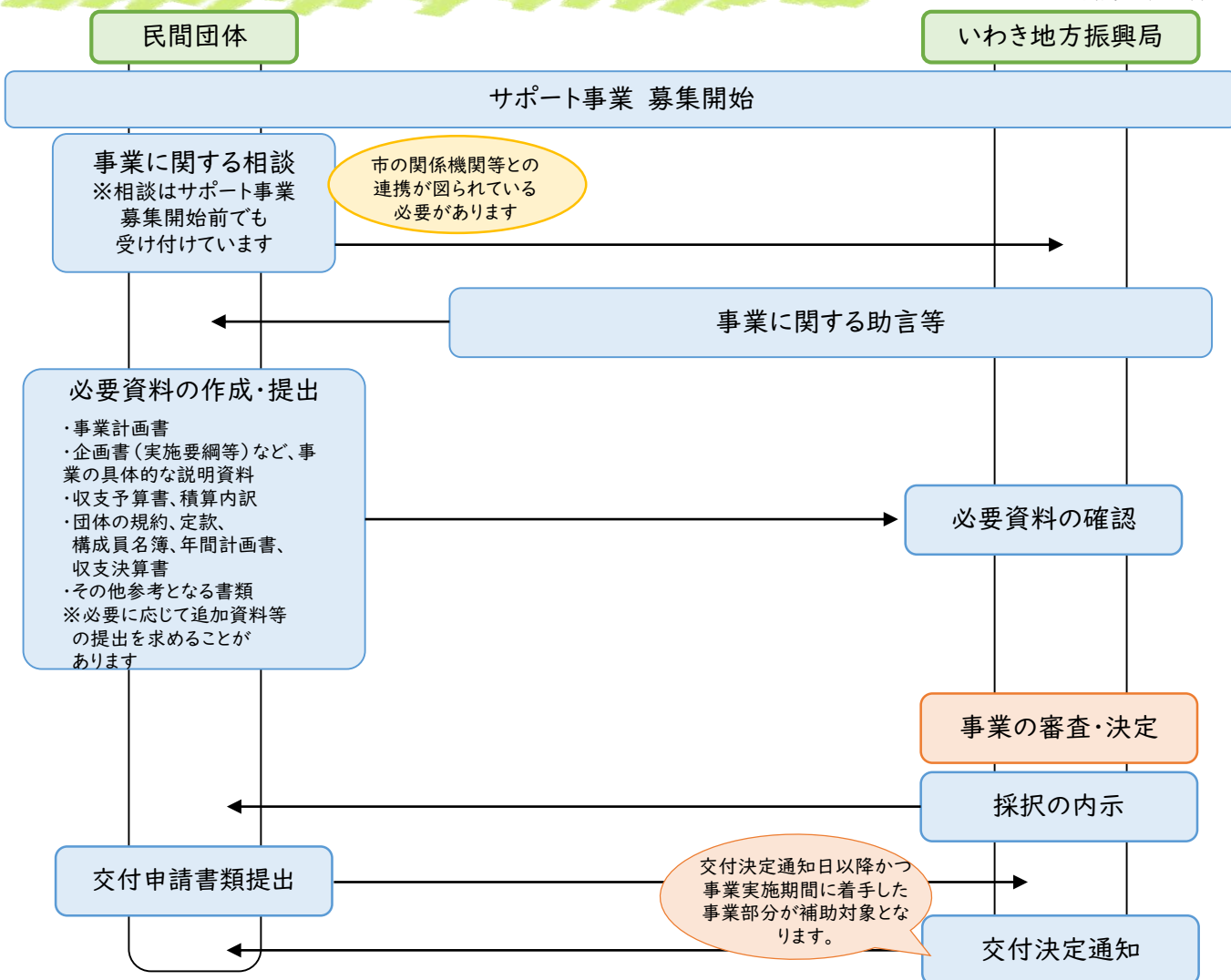
募集時期について

例年**事業実施年度の前年度の1月下旬頃～2月中旬頃**に第1次募集を行います。

※第1次募集の応募状況によっては第2次募集を実施する可能性があります。

地域創生総合支援事業（サポート事業）決定までの流れ

※民間団体の場合



詳しくは、いわき地方振興局のホームページをご覧ください！

【ホームページ】福島県いわき地方振興局企画商工部 地域創生総合支援事業（サポート事業）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01270a/support-top.html>

ホームページへのリンクはこちら！→



相談先

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
 サポート事業担当

TEL：0246-24-6006

FAX：0246-24-6019

Email：iwaki_chiiki@pref.fukushima.lg.jp

書類の作成が不安な場合は、
 お手伝いいたします！
 申請前のご相談・お問い合わせも
 受け付けていますので
 まずはお気軽にご相談ください♪



フラキビタン©福島県



皆さんの地域づくり活動を応援します！！



福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)【いわき地域】

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）とは？

地域の皆さんが主役となって行う地域づくり活動のうち、地域の課題を踏まえ、地域の特性を生かした個性と魅力あふれる地域づくり事業の立ちあげを支援する補助制度です。

対象事業

地域づくりに資する事業が対象です。実施したい活動や団体などで、対象となる「枠」や「補助率」などが異なります。過疎・中山間地域で実施する事業は「一般枠」と「過疎・中山間地域活性化枠」、その他の地域で実施する事業は「一般枠」が利用可能です。

一般枠

実施主体	対象地域	補助率	補助金限度額	対象事業費の下限
民間団体	全ての市町村の区域	2/3以内	500万円	50万円

どのような事業が対象になるの？

地域づくり団体等の皆さんが地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的、モデル的な取組であり**各地方振興局長が定める採択方針に合致する取組が対象です。**

- 「広域的」とは…一定の地域だけでなく、広範囲にわたって効果があること
- 「先駆的、モデル的」とは…他では実施していない、他の地域のモデルとなること

【対象となる活動の具体例】

地域資源の活用を図る事業や、地域の情報発信、地域イベントの実施など、地域の活性化に繋がる様々な事業が対象となります。（採択方針の優先的採択事業に合致する事業を優先して採択します。）

どのような団体が対象になるの？

地域の皆さんが自主的に組織されている自治会や、地域振興協議会等の**既存の団体**、もしくは事業を実施するために新しく組織する**実行委員会**などが対象です。

過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）

実施主体	対象地域	補助率	補助金限度額	対象事業費の下限
集落等	過疎・中山間地域（※1）	①集落等再生事業 4/5以内（※2）	①500万円	②25万円
		②集落等再生計画 策定事業 10/10以内	②30万円	②なし

※1 いわき市内では、旧高久村、旧豊間町、旧赤井村、旧渡辺村、旧箕輪村、旧山田村、旧川部村、旧上遠野村、旧入遠野村、旧田人村、旧上小川村、旧下小川村、旧永戸村、旧沢渡村、旧三阪村、旧大野村、旧川前村、旧久の浜町、旧大久村に該当する地区

※2 「集落等再生計画策定事業で策定した計画」または「大学生の力を活用した集落復興支援事業で策定した集落活性化計画」に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10/10以内、100万円を超える部分は4/5以内。

どのような事業が対象になるの？

元気で賑わいのある地域づくりを目指し、過疎・中山間地域の集落等が行う集落等の再生・活性化への取組（集落等再生事業）及びその計画を策定する取組（集落等再生計画策定事業）が対象です。（単なる維持修繕を除く）

【対象となる活動の具体例】

伝統芸能・文化の保存、そば栽培等の遊休農地対策、空き屋対策、定住・二地域居住等の地域間交流など、集落の再生に繋がる地域の創意工夫による様々な事業が対象となります。

どのような団体が対象になるの？

次のいずれかに該当する団体が対象です。

- ① 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体
- ② 複数の①で構成する協議会、連合会
- ③ ①と大学や民間団体が連携した事業体、連合会

「大学生の力を活用した集落等復興支援事業」とは？

集落に県内外の大学生グループを受入れ、集落の実態調査、集落活性化策の調査研究が行われる事業です。この事業で集落活性化計画を策定することもできます。受入集落の募集は期間が決められておりますので、事前にご相談ください。

令和7年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針【いわき地方振興局】

1 基本テーマ

幅広い世代と多様な主体が活躍し、復興・再生及び地方創生の推進に向けた広域性・多様性を活かした地域内外の交流を促進する取組など、地域住民が主体的に考えた地域づくり活動を支援することにより、住民が主役の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与する。

2 採択に当たっての基本的な考え方

事業の採択にあたっては、以下の観点等を踏まえ総合的に勘案するものとする。

- (1) 地域づくりの推進に向けた目的の明確性
- (2) いわき地域への波及効果
- (3) いわき市における地域の特性の活用度
- (4) 地域資源・施設の有効利用による波及効果
- (5) 事業の実現可能性や継続性、発展性
- (6) 県・いわき市等との連携状況

3 優先的採択事業（概要）

事業の採択にあたっては、以下の事業を優先的に採択するものとする。

【重点テーマ】

- (1) 人口減少対策に資する事業
- (2) 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

【個別テーマ】

- (1) 移住・定住の推進に資する事業
- (2) 福島・いわきの魅力向上や交流・関係人口の拡大の推進に資する事業
- (3) 人づくり（子育て・教育）に資する事業
- (4) スポーツ・文化の振興に資する事業
- (5) 健康長寿社会の推進に資する事業
- (6) 地域産業の振興に資する事業
- (7) 地産地消の推進に資する事業
- (8) デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業
- (9) カーボンニュートラルの推進に資する事業



補助対象外事業

以下に記載されている事業に該当する場合等は、補助対象外とします。

- 国、県及びこれらの公社等外郭団体が行う他の補助・助成事業等で対応できる事業（市町村や民間団体が実施する補助・助成事業との併給は可能です。）
- 営利を目的とした事業（スタートアップ支援事業（収益事業）を除く）
- 各種団体及び施設に係る運営費に対する補助（スタートアップ支援事業（収益事業）については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象）
- 他の補助事業に対するかさ上げ補助
- 市町村及び複数市町村の連合体に対する財政援助的補助
- 既定事業の単なる財源振替補助
- 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業
- 実施主体の営業活動との区別が不明確な事業（スタートアップ支援事業（収益事業））を除く）
- 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となる事業
- 事業執行により財産が取得される場合、適正な管理が見込めない事業

補助対象経費

- 1 報償費…指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金等
- 2 委託料…ホームページ制作委託料、市場調査委託料等
- 3 工事請負費…土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費
- 4 備品購入費…機械装置及び設備等の購入費
- 5 諸経費…旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料等

ただし、以下に該当する経費は、補助対象とはなりません！

- ・補助対象事業を実施するために、直接必要とは認められない経費
- ・他からの転用が可能と認められる機械装置等
- ・対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構造物等
- ・人件費（ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く）
- ・補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- ・物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- ・印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- ・敷金等の後日返金される経費
- ・設計費（ただし、過疎・中山間地域活性化枠を除く）
- ・補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費 など

補助対象経費となるかどうか、不明な場合はご相談ください！



フラキビタン©福島県

過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））

実施主体	対象地域	補助率	補助金限度額	対象事業費の下限
民間企業 協定団体	過疎・中山間地域 (※集落等活性化事業参照)	9/10以内	300万円(累計) (※1)	20万円

※1 3か年度を限度に継続を認める場合は補助の累積額を300万円とする。

どのような事業が対象になるの？

集落等と協定を結び、市町村の推薦を受けた過疎・中山間地域の民間企業や協定団体が地域資源を活用して行う、地域に根差したスモールビジネスの立ちあげや生業の創出に係る取組が対象です。
(既に収益活動を実施している団体における業態転換や新分野への進出、事業拡大等も含まれます。)

【対象となる活動や経費の具体例】

起業や法人設立等に当たっての諸手続きや事業活動等に係る専門家のアドバイス等を受ける活動、ビジネスモデルの構築に向けた先進地視察、活動場所の確保における店舗・会議室等の借り入れ・修繕、工具・器具等の購入、試作品の作成等に係る材料費、広告宣伝、商談会等への出展に係る経費 など

どのような団体が対象になるの？

- 民間企業
事業実施地域に事業所（本社、営業所等）を有している団体であって次のいずれかに該当する団体。
 - ① 個人事業主（所得税法第143条の青色申告の承認を受けた者に限る）
 - ② 法人
- 協定団体とは
約半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であって、次のいずれかに該当する団体
 - ① 公に属さない任意団体
 - ② 中小企業等共同組合法に規定する企業組合
 - ③ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

※ 民間企業及び協定団体の場合は、要件確認のため次の資料が必要になります。
 ① 集落等との協定書（団体がどのように地域資源を活用するか明記されている必要があります。）
 ② 市町村からの推薦書

過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）

実施主体	対象地域	補助率	補助金限度額	対象事業費の下限
市町村 (※1)	過疎・中山間地域 (※集落等活性化事業参照)	①小さな拠点づくり事業 9/10以内(※2)	①500万円(累計) (※3)	①25万円
市町村		②小さな拠点づくり計画策定事業 9/10以内	②50万円	②なし

※1 以下による実施を可能とする
 ①市町村が直接実施する事業②小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体に対する委託により実施する事業
 ③小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業
 ※2 工事請負費及び備品購入費については2/3以内
 ※3 3か年を限度に継続を認める場合は補助の累積額を500万円とする。累積額には②小さな拠点づくり計画策定事業分を含む。

どのような事業が対象になるの？

過疎・中山間地域において、生活環境の維持向上や地域資源を活用したづくりなど、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくりを推進し、地域課題の解決を図る取組（小さな拠点づくり事業）及びその計画を策定する取組（小さな拠点づくり計画策定事業）が対象です。

【対象となる活動の具体例】

- ①小さな拠点づくり事業
小さな拠点づくり計画に基づき実施される「集落等を結ぶコミュニティバスや移動販売車の試験運用」「道の駅と周辺集落が連携した農産物の集出荷体制の構築」「ICTを活用した鳥獣対策」「高齢者の見守り活動」など集落間の連携による複数の地域課題解決を図る取組。
- ②小さな拠点づくり計画策定事業
市町村が中心となり、小さな拠点形成に向けた計画づくりを行うために実施される「有識者を招聘した勉強会の開催」「研修受講」「先進地視察」「課題把握のための分析・調査」などの取り組み。